

教育委員会定例会審議結果

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 担当部署名 | 守谷市教育委員会 学校教育課 |
| 2 | 件名 | 令和8年5月教育委員会定例会 |
| 3 | 概要 | <p>1 開催日時 令和8年5月25日（月曜日）午後1時29分～午後2時2分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 庁議室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（奈幡正教育長、河原健教育長職務代理者、椎名和良委員、 辺見芳宏委員、石丸美紀委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 直井 健治 次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 染谷 真人 教育指導課長 鈴木 優子 給食センター長 松井 貫太 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 2名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 (議決) (1) 議案第25号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について (2) 議案第26号 守谷市社会教育委員の委嘱について (3) 議案第27号 守谷市学びの多様化学校設置検討委員会設置要 綱の制定について (4) 議案第28号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について (5) 議案第29号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申 出について（令和8年度守谷市一般会計補正予 算（第2号）（教育委員会所管分）</p> <p>【協議事項】 無し</p> <p>【報告事項】 無し</p> <p>【その他】 無し</p> |

| | |
|---------|---|
| 4 今後の状況 | 次回の定例会教育委員会は、令和8年6月25日（木曜日）午後1時30分から開催予定。 |
|---------|---|

令和8年5月教育委員会定例会

会議資料

日時 令和8年5月25日(月)

午後1時30分から

場所 守谷市役所 庁議室

令和8年5月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和8年5月25日（月）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 庁議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 25 号 守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

議案第 26 号 守谷市社会教育委員の委嘱について

議案第 27 号 守谷市学びの多様化学校設置検討委員会設置要綱の制定について

議案第 28 号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について

議案第 29 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和8年度守谷市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分））

4 協議事項

なし

5 報告事項

なし

6 その他

議案第25号

守谷市学校運営協議会委員の委嘱について

守谷市学校運営協議会設置運営規則（令和5年守谷市教育委員会規則第6号）第4条に基づき、守谷市学校運営協議会委員を次のとおり委嘱する。

名称 愛宕中学校区学校運営協議会

| No. | 氏名 | 委嘱区分 | 所属等 |
|-----|----------------------------------|---------------------|------------|
| 1 | 宇澤 ゆう子 <small>うざわ ゆうこ</small> | 規則第4条第2 項第1号 保護者 | 愛宕中学校PTA代表 |

委嘱期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（前任者の残任期間）

令和8年5月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、学校運営協議会委員について、PTA役員の改選に伴い、後任者を委嘱するものです。

○守谷市学校運営協議会設置運営規則

令和5年12月7日
教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者及び地域住民等の学校運営への参画及び学校との協働を促進することにより、学校並びに保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、次のとおり協議会を置く。

| 名称 | 対象学校 |
|-----------------|---------|
| 守谷中学校区学校運営協議会 | 守谷中学校 |
| | 大野小学校 |
| | 黒内小学校 |
| 愛宕中学校区学校運営協議会 | 愛宕中学校 |
| | 守谷小学校 |
| | 郷州小学校 |
| 御所ヶ丘中学校区学校運営協議会 | 御所ヶ丘中学校 |
| | 大井沢小学校 |
| | 御所ヶ丘小学校 |
| | 松前台小学校 |
| けやき台中学校区学校運営協議会 | けやき台中学校 |
| | 高野小学校 |
| | 松ヶ丘小学校 |

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長及び当該学校に在籍する生徒又は児童の保護者並びに当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。

(委員の委嘱)

第4条 協議会の委員は20人以内とする。ただし、地域の状況により、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

- (4) 対象学校の校長、教頭その他教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- 3 教育委員会は、前項の委員の委嘱について対象学校の校長から申出があったときは、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 4 委員の辞職等が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 前条第4項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、会計年度ごとに基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
 - (2) 学校経営計画に関すること。
 - (3) 組織編成に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第7条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、第2条に規定する役割を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会を経由し、茨城県教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、学校運営の基本的な方針の実現又は教育上の課題解決に資する意見とし、分限、懲戒及び特定の職員に関する事項は除く。
- 3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第8条 協議会は、会計年度につき1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第9条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなけれ

ばならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民及び対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員にふさわしくない行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、教育長が招集する。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議の招集の特例)

第15条 会長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に議事の概要を記載した書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 第13条の規定は、前項の場合について準用する。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応

| | |
|-----|----|
| 議案 | 頁数 |
| 25号 | 4 |

じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解職することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第10条に反した場合

(3) その他解職に相当する事由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月29日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第26号

守谷市社会教育委員の委嘱について

下記の者を守谷市社会教育委員に委嘱したいので、守谷市教育員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

記

| | 委 嘱 区 分 | 所 属 | 新 任 者 | 前 任 者 | 理 由 |
|---|-------------------------------------|-----------------|--------------------|-------------------|---------|
| 1 | 守谷市社会教育委員に関する条例第3条第1号学校教育及び社会教育の関係者 | 守谷市校長会 (中学校) | ながの ひろき 永野 広樹 | しもむら のりこ 下村 典子 | 人事異動のため |
| 2 | 守谷市社会教育委員に関する条例第3条第1号学校教育及び社会教育の関係者 | 守谷市校長会 (小学校) | たちはな ひでお 立花 英郎 | ふるや みき 古谷 美樹 | 委員改選のため |
| 3 | 条例第3条第2号家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 守谷市PTA連絡協議会 | まつばら まさたか 松原 匡孝 | はまもと みつる 浜本 充 | 委員改選のため |

委嘱期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（前任者の残任期間）

令和 8年 5月 25日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正
令 和 年 月 日 原 案 決

提案理由

本案は、教職員の人事異動及び委員改選、並びに市PTA連絡協議会の委員改選に伴い、後任者を委嘱するものです。

| | |
|-----|----|
| 議案 | 頁数 |
| 26号 | 1 |

○守谷市社会教育委員に関する条例

昭和37年3月27日

条例第103号

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条第1項及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めることを目的とする。

(社会教育委員の設置)

第2条 教育委員会に社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募により選出する市民

(委員の定数)

第4条 委員の定数は、15人以内とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第6条 委員が法第3条各号に掲げる者に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(その他必要な事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 守谷町社会教育委員会条例（昭和30年守谷町条例第24号）は、廃止する。

附 則（平成11年12月27日条例第25号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月21日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月25日条例第8号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 26号 | 2 |

議案第27号

守谷市学びの多様化学校設置検討委員会設置要綱の制定について

守谷市学びの多様化学校設置検討委員会設置要綱を別紙のとおり制定する。

令和8年5月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 奈幡 正
令和8年 月 日原案 決

提案理由

本案は、守谷市における多様な学びの場の整備に向け、課題等について幅広く意見を聴取し検討するため、学びの多様化学校検討委員会を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるため、要綱を制定するものです。

| | |
|-----|----|
| 議案 | 頁数 |
| 27号 | 1 |

守谷市学びの多様化学校設置検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 奈 幡 正

守谷市学びの多様化学校設置検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 守谷市学びの多様化学校の設置及び運営について必要な事項を定めるため、守谷市学びの多様化学校設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を守谷市教育委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

- (1) 守谷市における多様な学びの場の整備に関する事。
- (2) 学びの多様化学校の組織及び運営に関する事。
- (3) 学びの多様化学校の基本方針の作成に関する事。
- (4) 学びの多様化学校の教育課程編成に関する事。
- (5) 学びの多様化学校の転入学に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 検討委員会は、20名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育委員会参事
- (4) 教育委員会学校教育課長
- (5) 教育委員会生涯学習課長
- (6) 教育委員会教育指導課長
- (7) 教育委員会教育指導課副参事
- (8) 教育委員会守谷市総合教育支援センター統括相談員
- (9) こども未来部のびのび子育て課長
- (10) 守谷市小学校校長会代表
- (11) 守谷市中学校校長会代表
- (12) 学識経験を有する者
- (13) 主任児童委員

(14) 市内小中学校に通学する児童生徒の保護者代表

(15) その他委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日からその日の属する翌年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝礼)

第7条 第3条第2項第13号から第15号までに掲げる委員に謝礼を支給する。ただし、委員会が謝礼を支給する必要があると認める委員に限る。

2 委員の謝礼は、1日につき7,000円とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、守谷市教育委員会教育指導課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

| | |
|-----|----|
| 議案 | 頁数 |
| 27号 | 3 |

議案第28号

守谷市図書館協議会委員の委嘱について

下記の者を守谷市図書館協議会委員に委嘱したいので、守谷市教育員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

記

| | 委 嘱 区 分 | 所 属 | 新 任 者 | 前 任 者 | 理 由 |
|---|--------------------------------|-------------|--------------------|-------------------|---------|
| 1 | 守谷市図書館協議会設置条例第3条学校教育及び社会教育の関係者 | 守谷市PTA連絡協議会 | くにぎき なるみ 國崎 奈都美 | よしざわ ひろこ 吉澤 寛子 | 役員改選のため |

委嘱期間 令和8年6月1日から令和10年5月31日まで（前任者の残任期間）

令和 8年 5月 25日 提 出
守 谷 市 教 育 委 員 会
教 育 長 奈 幡 正
令和 8年 5月 25日 原案 決

提案理由

本案は、守谷市PTA連絡協議会の役員改選に伴い、後任者を委嘱するものです。

○守谷市図書館協議会設置条例

平成7年3月20日

条例第2号

(設置)

第1条 守谷市立図書館及び守谷市立図書館分室(以下「図書館等」という。)の適正な運営を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、守谷市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館等の運営に関し守谷市立図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応ずるとともに、図書館等の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応じた者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館等を所管する部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年6月1日から適用する。

附 則(平成24年3月28日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 28号 | 2 |